

|||お知らせ|||**日本コンタクトレンズ協議会「カラーコンタクトレンズへの対応についての基本的な考え方」について**

公益社団法人 日本眼科医会

日本コンタクトレンズ（以下、CL）協議会より表記についての周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

昨今のCL診療、ソフトカラーCLにつきましては、眼科を一度も受診することなく使用している方、特に若年齢層の女性の増加が著しく、それに伴う眼障害患者の割合も増加しています。このような状況に対して、日本眼科医会は、昨年の「日本の眼科」84巻10号において、主に眼科医を対象に、ソフトカラーCLの診療についての基本的な考え方として「カラーソフトコンタクトレンズに関する基本的な考え方」を周知させていただきました。今回の日本CL協議会（日本眼科医会、日本CL学会、日本CL協会）からの、ソフトカラーCLに関する対応についての通知は、国民や他科の医師も含めてより広く啓発することを意図した内容であると伺っております。類似した表題であり、誠に恐縮ですが、会員の皆様におかれましてはご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

平成26年1月11日

カラーコンタクトレンズへの対応についての基本的な考え方

日本コンタクトレンズ協議会

数多くのカラーコンタクトレンズが厚生労働省の承認を受けたレンズとしてインターネットや大規模量販店などを介して販売され、その多くのレンズが眼科医のチェックを経ることなく使用されている。その一部には厚生労働省の未承認レンズも含まれている。さらに、カラーコンタクトレンズは、中学生、高校生などの未成年者にも広く使用されており、社会問題化しつつある。眼科医療との接点から見れば、一部のカラーコンタクトレンズは、数多くの眼障害を生じさせており、適切な対応を怠れば、カラーコンタクトレンズ使用者を失明の危険に晒しかねない。そこで、日本眼科医会、日本コンタクトレンズ学会、日本コンタクトレンズ協会からなる日本コンタクトレンズ協議会は、米国眼科学会のガイドライン（2012年10月4日作成）を参考として、カラーコンタクトレンズへの対応についての基本的な考え方を下記のように纏めたのでご参考いただければ幸甚である。

記

カラーコンタクトレンズは高度管理医療機器（クラスⅢ）に分類されるものであり、カラーコンタクトレンズ使用を希望する者は、使用に際しての安全性を担保するために以下のことを遵守することが望ましい。

1. 眼科医の検査・診察によりカラーコンタクトレンズの使用が可能かどうかの判断を受け、適応であれば眼科医の処方に基づいてカラーコンタクトレンズを入手すること。なお、眼科医の指示に応じる販売店でカラーコンタクトレンズを購入すること。
2. 眼科医よりカラーコンタクトレンズの特徴の説明ならびに使用方法、ケア（洗浄・消毒等）の指導を受け、眼科医の指示とカラーコンタクトレンズ、ケア用品に添付している説明書の内容を守ること。なお、カラーコンタクトレンズの他人との共有は行わないこと。
3. 眼科医の指示した定期検査を受けること。